

令和 8 年 4 月 14 日  
厚木市報道資料

## パワーハラスメントで 市立病院で職員を懲戒処分

市立病院の職員を 4 月 14 日付で、地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分としました。

### 1 処分内容

パワーハラスメント

所属部署・職名	年齢	処分内容
医療技術部門 臨床工学科 上席主任	42・男	停職（2 カ月）

### 2 概要

上席主任は、院内のハラスメント相談窓口に自身に関するパワーハラスメントの申し立てがあったことを知り、令和 7 年 10 月に相談者を個室に呼び出しました。その際、相手の不利益となる告発を引き合いに出し、申し立てを取り下げるよう脅しました。

### 3 処分後の対応

再発防止に向けて服務規律の徹底を周知し、全職員を対象とした研修会などを改めて実施。職員の理解を深め、市民の皆さまの信頼回復に努めます。

安心して相談できる体制も強化し、職場環境の改善とハラスメントの防止を徹底してまいります。

### 4 長谷川節病院事業管理者コメント

この度の不祥事は、全体の奉仕者である公務員としての信頼を損ねる行為です。日頃から働きやすい職場環境の整備に努めている中での出来事は誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

職員の処分に当たっては、厳正に対処したところです。今後はこのようなことがないように、服務規律の徹底とハラスメント防止策の一層の強化に努めてまいります。全職員に全体の奉仕者たる公務員としての職務を自覚させ、公立病院としての信頼を一日も早く回復できるよう努めてまいります。

本資料の問い合わせ先

---

市立病院 病院総務課

課長 三木 完悟 電話 046-225-2977